

規制の事前評価書（要旨）

法律又は政令の名称	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令
規制の名称	プラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制及び再資源化等を促進するための措置の創設
規制の区分	新設、緩和
担当部局	環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室
評価実施時期	令和3年10月
規制の目的、内容及び必要性等	<p>国内で排出されるプラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制をするとともに、排出されたものについてはより一層の再資源化等の有効利用を推進するため、以下の規制を導入するもの。</p> <p>① 特定プラスチック使用製品の使用の合理化  主務大臣は、特定プラスチック使用製品（商品の販売又は役務の提供に付随して消費者に無償で提供されるプラスチック使用製品として政令で定めるもの。下記に記載。）を提供する事業者であって、政令で定める業種に属する事業（下記に記載。）を行うものによる特定プラスチック使用製品の使用の合理化によるプラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制のために取り組むべき措置の判断の基準となるべき事項を策定し、必要に応じて指導及び助言を行う。  また、その事業において提供する特定プラスチック使用製品の量が年間5トン以上である事業者（多量提供事業者）に対しては、判断の基準となるべき事項に照らして取組が著しく不十分であると認めるときは、勧告、公表及び命令を行うことができることとする。  政令で定める特定プラスチック使用製品の対象は、以下のものとする。  ・主としてプラスチック製のフォーク、スプーン、ナイフ、マドラー、ストロー、ヘアブラシ、櫛、剃刀、シャワー用のキャップ、歯刷子、ハンガー及び衣類用のカバー</p> <p>また、政令で定める業種は以下の業種とする。  ・各種商品小売業、各種食料品小売業、その他の飲食料品小売業、無店舗小売業、宿泊業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業及び洗濯業</p> <p>② プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等  主務大臣は、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出事業者がその排出の抑制及び再資源化等を促進するために取り組むべき措置の判断の基準となるべき事項を策定し、必要に応じて指導及び助言を行う。  また、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出量が年間250トン以上である事業者（多量排出事業者）に対しては、判断の基準となるべき事項に照らして取組が著しく不十分であると認めるときは、勧告、公表及び命令を行うことができることとする。  判断の基準となるべき事項においては、代替製品への切替え（店内飲食に用いるカップをリユース可能なものに切り替える等）、製品生産工程の見直し（工場</p>

	<p>内で発生する端材の量を削減するための金型の入替え等)等を規定する。</p> <p>③ 主務大臣の計画認定による廃棄物処理法の特例（手続の一元化）  市町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化、製造・販売事業者等による使用済プラスチック使用製品の自主回収及び再資源化並びに排出事業者等によるプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化を促進するため、プラスチック使用製品廃棄物の再商品化、使用済プラスチック使用製品の自主回収・再資源化又はプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に関する計画を主務大臣が認定することで、当該計画に基づいて行われる使用済プラスチック使用製品若しくはプラスチック使用製品廃棄物の再商品化、自主回収・再資源化事業又は再資源化事業に必要な廃棄物の収集、運搬及び処分について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づく各自治体による業の許可を不要とする。  なお、認定を受けた市町村及び排出事業者による計画の実施状況の主務大臣への報告手続を政令に規定する。</p>
<p>想定される代替案</p>	<p>① 特定プラスチック使用製品の使用の合理化  特定プラスチック使用製品の対象製品及び対象業種については、定量的なデータに基づき、市場への流通量が少ない製品もすべからく対象にするなど、対象の範囲の拡大・縮小を含め複数案を踏まえ比較・検討し、あらゆる検討を行ったが、最終的には上記の製品・業種を指定することにした。  具体的には、以下の観点で、代替案の検討を行った。  ・対象製品：消費者に無償で提供されるプラスチックのうち、①当該製品を指定することによってプラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制が見込まれること、②提供量の多いプラスチック使用製品であること、③使用の合理化の取組が可能であること。  ・対象業種：①プラスチック使用製品の提供量の多い業種であること、②使用の合理化を行うことが期待される業種であること。</p> <p>仮に、上記を踏まえ指定した対象製品からいずれかの製品を減らすと使用の合理化が必要である製品に対して取組が行われず、逆に、対象製品を増やすと市場への流通量が少ない製品も対象となってしまう。また、仮に、対象業種を減らすと特定プラスチック使用製品を多く提供しているにも関わらず使用の合理化の取組の対象とならない事業者が存在することになり、逆に、それ以外の業種を対象とすると、特定プラスチック使用製品をさほど提供していないにも関わらず使用の合理化の取組の対象となってしまう。そのため、対象製品及び対象業種に関して検討したどの代替案においても有効な排出の抑制策とならない可能性がある。</p> <p>勧告等の対象となる特定プラスチック使用製品多量提供事業者に係る特定プラスチック使用製品の提供量の要件については、定量的なデータに基づき、全ての事業者を対象にするなど、要件の厳格化・緩和を含め複数案を踏まえ比較・検討し、あらゆる検討を行ったが、最終的には上記の要件（特定プラスチック使用製品の提供量が年間5トン以上）を規定することにした。  具体的には、以下の観点で、代替案の検討を行った。</p>

・①同一都道府県内で複数の店舗を有する中堅の店舗等を経営する事業者などは対象とする必要がある一方で、家族経営や個人経営の店舗等の事業者を対象から除くことが適切であること、②容器包装再商品化法においても同様の観点から容器包装多量利用事業者を年間 50 トン以上利用している事業者と規定していること。

定量的データにより、上記①に該当する中堅店舗等を経営する事業者は約5トン程度の特定プラスチック使用製品を提供していることがわかった。したがって、仮に、要件を厳格化する（提供量が年間5トン未満の事業者を対象とする）と小規模事業者に過度な負担を課すことになり、実効性の観点等から不適切である。逆に、要件を緩和すると、使用の合理化を実施することが望ましい事業者が規制の範囲外となるため、本規制が目指す施策の実効性が不十分となり、適切な規制とならない。

#### ② プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の促進

勧告等の対象となる多量排出事業者の要件については、廃棄物処理法に基づき排出事業者が自治体に対して提出を求めている産業廃棄物管理表を基に分析を行い、全ての事業者を対象にするなど、要件の厳格化・緩和を含め複数案を踏まえ比較・検討したうえで、あらゆる検討を行ったが、最終的には上記の要件（プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出量が年間 250 トン以上）を規定することにした。

具体的には、以下の観点で、代替案の検討を行った。

・①多量にプラスチック使用製品産業廃棄物等を排出する事業者ほど資源循環に資する寄与が大きく、排出の抑制及び再資源化等に取り組む必要性が高いこと、②事業規模が小さい事業者にまで排出の抑制及び再資源化等に係る取組を実施する義務を課すと過度な負担となること、③全ての事業者を勧告等の対象とした上で、その取組を監督することは限られた行政資源の中で費用対効果が現実的なものとはならないこと。

定量的なデータ（国内において排出されるプラスチック使用製品産業廃棄物等の情報）を元に分析を行った結果、年間で約 438 万トンが廃プラスチック類として排出されていることを踏まえ、上記の①～③に掲げる観点を満たしたうえで、この排出量の相当程度をカバーするためには、年間約 250 トン以上を排出している事業者を規制の対象とする必要があることが分かった。したがって、仮に、要件を厳格化する（排出量が年間 250 トン未満の事業者を対象とする）と対象となる事業者数が増加し、②及び③の観点から社会全体として負担が大きくなることから不適切である。逆に、要件を緩和すると、対象となる事業者数が減少し、①の観点から排出の抑制及び再資源化等を実施することが望ましい事業者が規制の範囲外となるため、本規制が目指す施策の実効性が不十分となり、適切な規制とならない。

#### ③主務大臣の計画認定による廃棄物処理法の特例（手続の一元化）

代替手段として本緩和を実施しない場合、引き続き廃棄物処理法に基づく各都

	道府県等による業の許可を個別に申請する必要があり、手続に関する負担が軽減されないことから、円滑なプラスチック資源循環に係る取組が実施できないおそれがあり、適切な緩和とならない。	
直接的な費用の把握	要素	代替案の場合
遵守費用	<p>① 特定プラスチック使用製品の使用の合理化</p> <p>特定プラスチック使用製品の提供事業者による遵守費用について、今回指定する業種の中で最も店舗数が多いコンビニエンスストアを例に、以下のとおり想定する。</p> <p>&lt;コンビニエンスストアの場合&gt;</p> <p>I. 遵守費用</p> <p>=導入された規制の対応に要した時間×従業員の人件費</p> <p>=808万3,333時間×1,460円</p> <p>=約118億170万円</p> <p>一方、今回の規制を導入することで、これまで無償で提供していた特定プラスチック使用製品の使用量が削減され、店舗側の負担が減ることが想定される。ただし、特定プラスチック使用製品の有料化やポイント還元等、店舗側の対策により負担額が変化する可能性があることにも留意が必要。</p> <p>II. 規制の導入によって削減される費用</p> <p>=特定プラスチック使用製品の提供人数×特定プラスチック使用製品の仕入単価</p> <p>=58億2,000万人×4円</p> <p>=約233億円</p> <p>Iの追加的にかかるコストと、IIで削減できるコストを比較すると、IIで削減できるコストの方が大きい。ため、本政令案で求められる措置を講ずることで、むしろ事業に係る費用は削減されることが想定される。</p> <p>② プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等</p> <p>プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出抑制等の取組について、事業活動の別に拘わらず、従業員から排出されるプラスチックごみに着目し、一般的な事業所において追加的に発生すると考えられる費用を以下のとおり想定する。</p> <p>I. 遵守費用</p>	—

=導入された規制の対応に要した時間×従業員の  
人件費  
=473万9,000時間×1,900円  
=約90億410万円

一方、排出の抑制及び再資源化等を行うことで、  
プラスチック使用製品産業廃棄物等の発生量が削減さ  
れ、以下のとおり処理コストが削減されると見込まれ  
る。

Ⅱ. 規制の導入によって削減される費用（廃棄物の  
処理コスト）

=規制の導入によって削減されるプラスチック廃棄  
物の量×プラスチック廃棄物の処理費用  
=1日当たりの1人分のプラスチック廃棄物の量×  
営業日×従業員数×排出の抑制及び再資源化等  
を行うことで抑制される割合×廃プラスチックの処  
理費用  
=0.168kg×240日×56,873,000人×0.15×35円/kg  
=約120億3,900万円

Iに追加的にかかるコストと、Ⅱで削減できるコス  
トを比較すると、Ⅱで削減できるコストの方が大きい  
ため、本政令案で求められる措置を講ずることで、む  
しろ事業に係る費用は削減されることが想定される。

③ 主務大臣の計画認定による廃棄物処理法の特例  
（手続の一元化）

本計画認定は、使用済プラスチック使用製品の自主  
回収・再資源化又はプラスチック使用製品産業廃棄物  
等の再資源化を実施する者が一律に取得しなければ  
ならないものではなく、廃棄物処理法の特例の適用を  
受けようとする者にのみ必要な手続である。

このうち、計画申請及び計画の変更手続を行う際  
に、書類の準備（16時間）及び認定を行う官庁との調  
整（8時間）等に1人で1件当たり24時間を要する  
と仮定すると、従業員の時給（約1,900円）×24時間  
=約4.6万円が申請手続に係る費用となる。

しかしながら、これまで事業者は廃棄物処理法上の  
業許可を取得するために複数の都道府県に対して同  
様の申請が必要であったため、上記と同様の金額が申  
請する自治体の数に比例して追加的に必要になって  
いた。

本政令案の施行後は、本手続は主務大臣に対する申

		請へと一元化されることで複数の自治体に対して手続を行う必要がなくなるため、むしろ事業に係る費用は削減されることが想定される。	
	行政費用	<p>①特定プラスチック使用製品の提供事業者、②プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出事業者への実施状況の確認については、仮に国が年間120件(10件/月)の回答内容の確認及び集計作業等を行うに当たり、1人で1件当たり2時間を要すると仮定すると、時給約1,980円×2時間×120件=約48万円が調査に係る費用となる。</p> <p>③製造事業者等の自主回収・再資源化事業計画、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出事業者の再資源化事業計画について、仮に年間60件(5件/月)の申請があり、1件当たりの申請内容の確認及び申請者との調整等に2人で1件当たり8時間ずつ要すると仮定すると、時給約1,980円×2人×8時間×60件=約190万円が認定手続に係る費用となる。</p>	—
	直接的な効果(便益)の把握	<p>プラスチック使用製品廃棄物の排出量が削減されるとともに、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等が推進されることで、プラスチック資源循環戦略に盛り込んだマイルストーン(2030年までに使い捨てプラスチックを累積25%排出抑制、2035年までに使用済プラスチックを100%有効利用、2030年までに再生利用を倍増等)に近づくとともに、プラスチック使用製品廃棄物の処理に係る社会的費用が削減される。</p> <p>※ 遵守費用に係る規制導入による効果(便益)は、上記「遵守費用」の項目を参照</p>	—
	副次的な影響及び波及的な影響の把握	<p>当該規制緩和によって国が製造事業者等の自主回収・再資源化事業計画又は排出物事業者等の再資源化事業計画を認定した場合、認定事業者は廃棄物処理法上の業許可は不要となるが、引き続き廃棄物処理法で定める廃棄物処理基準の遵守義務が課されるとともに、処分施設の設置許可は必要であり、また、計画の申請の際に申請者が十分な技能等を有することを主務大臣が確認することとしているため、その影響は限定的と考えられる。</p>	—
	費用と効果(便益)の関係	<p>本規制の導入によって事業に係る費用は削減されることが想定されるため、本措置は正当化されるものと考えられる。</p>	
	その他の関連事項	<p>本規制案については、中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環小委員会 産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会プラスチック資源循環戦略ワーキンググループ合同会議における計8回の審議を経て、令和3年1月29日に取りまとめた「今後のプラスチック資源循環施策のあり方</p>	

	<p>について」並びに同審議会での第9回及び第10回審議会での「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の政省令・告示の策定に向けた議論の内容を踏まえて立案している。なお、本審議会においては、規制に係る負担等に関する議論も行われた。</p>
事後評価の実施時期等	<p>本規制案については、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律附則第2条において、「法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」旨が規定されているため、施行から5年（令和9年）を経過した後に事後評価を実施する。</p>
備考	